

令和元年度地域協議会 要旨

- 日 時：令和元年5月30日（木）午後3時25分～4時00分
- 会 場：大田区社会福祉協議会4階会議室
- 事務局：大田区社会福祉協議会
- オブザーバー：大田区

1 地域協議会について

事務局 本協議会は、大田区と大田社協が地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成支援にあたり、その事業内容や区域でのニーズについて関係者の意見を聴く場であり、地域における公益的な取り組みを進めていくうえで、地域課題を理解し関係者とのネットワークづくりを推進するものです。

本協議会の委員は、「社協の設置する大田区地域福祉活動計画推進委員会委員」としています。

会議の進行につきましては、大田社協が事務局として担当します。

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産である将来の建替え費用、事業用の不動産、運転資金などを控除した上で、再投下が可能な財産である「社会福祉充実残額」を算定することになっています。この計算式によって、「社会福祉充実残額」が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を作成します。

「地域公益事業」に取り組む場合には、その事業内容が、地域のニーズを踏まえたものか、地域協議会で意見を聴くことを必要としています。地域公益事業の実施希望がない場合でも、地域における公益的な取り組みを進めていくうえで、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用であるため、今回地域公益事業への取組希望の法人はありませんが、開催します。

2 大田区地域福祉計画を踏まえた社会福祉法人に期待される役割について

大田区 大田区は、平成31年3月に、平成31年4月から5年間の計画期間である大田区地域福祉計画を策定しました。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村の地域福祉計画です。大田区の個別計画である「おおた高齢者施策推進プラン」「おおた障害施策推進プラン」等の計画を概括する上位計画の位置づけとして策定されています。

計画の基本となる理念は、「ともに支えあい 地域力ではぐくむ

安心して暮らせるまち」。この理念は、大田区内に暮らす人々が、地域社会の一員として、安心して、その人らしく充実した生活が送れるように、また、区民、地域活動団体、社会福祉法人、区内事業者、区が協力して、地域力を発揮しながら地域生活の福祉の課題を解決するようとの考えから設定しているものです。いわば、この計画については、地域にお住まいの方一人ひとりが地域福祉の主人公としてかかれています。

本計画の「地域共生社会の実現へのイメージ」において、社会福祉法人は、福祉サービスの担い手であると同時に、社会貢献活動による地域共生社会の実現に向けた取り組みが期待されています。

その具体的な事業が本日の地域協議会の資料にもある「地域における公益的な取り組み」といわれるものです。この取り組みについては、現在、区が所轄する社会福祉法人全てで実施しており、複数の社会福祉法人が連携して行っている事業もあります。それぞれの法人が持つノウハウを最大限に活かし、かつ地域ニーズに合わせて随時見直していくなど幅広い取り組みを行っていただきたいと考えています。

3 大田区における地域公益的取り組み事例 社会福祉法人プシケおおた「コミュニティスペースにしかまた」の取り組み

法人 本法人は、精神障害のある方の支援を主にしていますが、「コミュニティスペースにしかまた」では、休憩サロンというかたちで、主に喫茶を運営しています。

平成 23 年、社会福祉法の改正の前から、地域交流という意味合いで配食サービスを始めました。法人本部の近くの商店街と町会に話をし、お店を構えることが出来ました。

平成 27 年に家族会が事務所を探していたため、家族会と一緒に運営することになりました。平成 27 年 11 月から運営委員会方式でスタートして、2 か月に一度会議をして運営しています。

今は喫茶の運営と、商店街のフリーマーケットやバザーなど行事に主体的に関わりながら進めており、障がい当事者の方にもボランティア的に関わっていただいています。商店会の地図の左側に小学校があるため、小学生が立ち寄ったり、老人クラブの方が活動の帰りに寄って、お茶を飲んで行ってくださったり、タイミングが合うと世代間の交流につながっています。

始めた目的は、障がい者の啓発につながって欲しいという思いがあったため、一緒に活動に入ること、理解につながっていったらと続けています。

スタッフ体制が一番の課題であるため、何とかもう少し人が集められたらと思っています。

法人 お金ではなく、生活リズムを作りたいと通われている当事者がいます。「ここは、おじいちゃんおばあちゃんも来るし、小学生も来るし、自分が障がい者と言わなくてもみんなが普通に話してくれる」と楽しまれています。

4 協議事項「地域の福祉課題に関すること等について」

委員 先ほどの地域公益的な取り組み事例について、家族会と法人の運営で良くやっていると思います。障がい当事者の方が地域の方と接することで、地域の方が精神障害を理解する貴重な場となっている。当事者の方も地域の人たちと接することにより少し気持ちが落ち着くという感じがします。

地域の方も、他の喫茶店に比べて自由でいられるというか、ほっとするというか、くつろげる。継続して欲しいと思います。

委員 これからやりたいと考えていることなのですが、視力障害のある私たちが使用している日常生活用具の送信機を応用して、外国人に必要な外国語で道案内などをする福祉活動が出来ないかと考えています。

委員 「地域における公益的な取組について」の例として、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など」というのがあります。

公的な扶助等を受けないで頑張っているご家庭のお子さんたちの学習支援のお金がなくて困っている。奨学金制度を作りたいと思っているが、なかなか出来てこない。検討していただければありがたい。

委員 そういう話を社会福祉法人協議会等につなぐというのも社協の役割だと思います。

埼玉県の特養老人ホームが連携して、子どもに勉強を教えたところ、中学生は一年で高校進学率が一般家庭と一緒にいるといった効果がでている。そして、高校に進学してからの中退率が一般家庭と同じになりました。それぞれ6ポイントくらい上がったそうです。

委員 地域の商店街の活性化にも、空家対策にもつながる。社会福祉法人は新しい課題に取り組み、地域貢献ができる。是非社会福祉法人協議会で話してもらってください。